

# 緑化・環境 CPD 会員証及び ID 使用規則

平成 20 年 9 月 20 日 制定

(目的)

第1条 この規則は「緑化・環境 CPD 会員証及び ID カード使用」について必要な事項を定める。

(利用できるサービス)

第2条 緑化・環境 CPD 協議会会員(以下、会員という)は、緑化・環境 CPD 会員証の配布を受け、ID によるサービスを受けることができる。

(会員証及び ID の使用)

第3条 会員は、会員証及び ID を本人以外に使用させてはならない。

2 不正使用が判明した場合は、除名される。

(会員証による記録の扱い)

第4条 会員証を使用した記録、受講記帳用紙への記録等会員証に準じた記録の扱いについては、原則として環境・緑化 CPD 協議会(以下、協議会という)事務局が当該会員の取得単位として登録する。

2 協議会は、本人の同意を得ないで、登録された記録を第三者に開示又は提供を行わない。

3 本人の指摘により、協議会が登録した記録に誤りがあると認められた場合は、速やかに記録の訂正を行う。

4 協議会が誤りを見つけた場合には、本人の同意を得ないで記録の訂正を行うことができる。

(会員証を使用しない場合の記録の扱い)

第5条 会員は、会員証を使用しない CPD の実施、協議会の承認する行事に限り、自己登録することができる。

2 会員は自己登録にあたって、一切の虚偽をしてはならない。また、不正が判明した場合は除名される。

3 会員は、自己登録による当該 CPD の実施に関し、その活動記録、業務経歴等の証拠となる書類等を保持しなければならない。

4 「緑化・環境 CPD 実施記録登録証明書」の発行時等、協議会が必要と認めたとき、協議会は会員に対して、自己登録に係わる証拠書類の提出を求めことができ、会員は保持していた証拠となる書類等を遅滞なく協議会に提出しなければならない。

5 協議会は、提出された証拠書類を精査し、自己登録による取得単位記録の適正さを判断することができる。

(記録に係わる経費)

第6条 協議会は、CPD 記録を電子データとして記録するに当たり、必要経費を請求できる。

2 会員証を用い、磁気記録を行った場合は記録費用を免除する。

3 受講記帳用紙への記録より、電子データとして記録する場合は一人当たり 100 円(電子データとして提出した場合は、50 円とする)とし、主催団体が事務局へ申請し、支払うものとする。

4 個人記録を、電子データとして記録する場合は1件当たり 100 円(電子データとして提出した場合は、50 円とする)とし、会員が事務局へ申請し支払うものとする。

(登録された記録の消去)

第7条 会員資格を失った場合は、協議会は記録された記録の総てを消去することができる。

(準則の変更)

第8条 本規則の変更、本規則に定めない事項及び疑義を生じた場合は、理事会において協議、決定し、加入団体に報告する。

付則 この規則は、制定した日から施行する。

2 緑化・環境 CPD 協議会が継承するこの規則の施行日以前の緑化工学会 CPD の記録に係わる業務については、この規則を準用する。